

小松市立高等学校の AI を活用した知識定着を図る学習支援アプリの導入に係る  
プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名 小松市立高等学校の AI を活用した知識定着を図る学習支援アプリの導入

(2) 業務目的

AI を活用した知識定着を図る学習支援アプリを導入することにより、生徒一人ひとりの習熟度に応じた出題難易度・頻度・形式の最適な学習環境を整備し、特に本校が特色として掲げる英語学習を中心に、基礎的・基本的な知識の定着と学習意欲の向上を図るとともに、教員の指導・評価業務の効率化を推進することを目的とする。

(3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(4) 業務及び使用期間 ①導入期限：令和 8 年 4 月 1 日まで

②使用期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

※ただし、契約締結は単年度ごととし、各年度の歳出予算について議会の承認が得られた場合とする。

(5) 委託上限額 総 額 15,312,000 円

    単年度限度額 令和 8 年度 3,062,400 円

    令和 9 年度 3,062,400 円

    令和 10 年度 3,062,400 円

    令和 11 年度 3,062,400 円

    令和 12 年度 3,062,400 円

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※契約に係る各年度の発注者に係る歳出予算について減額又は予算措置がなかった場合は、発注者は本契約を変更又は解除することができる。

2. 実施形式 公募型プロポーザルにより行います。

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を 1 者特定します。

なお、本件の実施に関する事務は、下記 5. (1) の担当部署が行います。

#### 4. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとします。

- (1) 仕様書に定める業務内容を確実に遂行できる体制を有すること。
- (2) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (3) 市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
  - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (5) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 小松市暴力団排除条例（平成24年小松市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (7) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

#### 5. 募集方法

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8501 小松市八幡ト1

小松市立高等学校 担当：酒田

電話 0761-47-2910 ファクス 0761-47-2912

電子メールアドレス komas-hs@city.komatsu.lg.jp

- (2) 参加表明・実施要領の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

ア 受付期間 令和8年2月17日（火）から令和8年3月9日（月）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、小松市立高等学校ホームページ内

(<https://cms.ishikawa-c.ed.jp/komach/>)からもダウンロードできます。

- ウ 必要書類 ① 参加表明書（様式1） 1部  
※小松市における競争入札参加資格を有する場合は、以下の書類の提出は省略することができます。  
② 市税・消費税又は地方消費税に滞納がないことを証明する書類 1部  
③ 応募者の概要がわかる資料（会社概要等） 1部
- エ 提出先 上記(1)の担当部署と同じ。
- オ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和8年3月11日（水）までに参加資格確認結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和8年3月12日（木）午後5時までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファックス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が1者であった場合は、本件手続きを中止することができます。

## 6. 質問及び回答

(1) 参加資格に関する質問

- ア 受付期間 令和8年2月17日（火）から令和8年3月2日（月）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 質問方法 質疑のある事業者は、質問書（様式任意。ただし、質問事項、会社名、連絡先、出席者名、件名「小松市立高等学校のAIを活用した知識定着を図る学習支援アプリの参加資格に関する質問」を明記してください。）を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。（電子メール又はファックス可、ただし着信確認の電話を行ってください。）
- ウ 回答日時 令和8年3月4日（水）午後5時までに回答します
- エ 回答方法 上記5.(2)イに記載の市ホームページに掲載し、個別回答はしません。

(2) 企画提案に関する質問

- ア 受付期間 令和8年2月17日（火）から令和8年3月16日（月）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 質問方法 上記(1)イの質問方法と同じ。ただし、質問書の件名は「小松市立高等学校のAIを活用した知識定着を図る学習支援アプリの企画提案に関する質問」としてください。

- ウ 回答日時 令和8年3月18日（水）午後5時までに回答します  
エ 回答方法 上記(1)エの回答方法と同じ。

## 7. 企画提案書等の作成及び提出

上記5. (3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

- (1) 受付期間 令和8年3月12日（木）から令和8年3月23日（月）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (2) 必要書類 ① 企画提案書（様式2） 5部（正本1部、副本4部）  
② 参考見積書（様式3） 5部  
・「1. (5)委託上限額」の総額の範囲内で、本委託業務を履行するための経費を積算し、具体的な内訳が分かる参考見積書を添付すること。  
③ 会社概要等 5部  
・上記参加表明書添付の5. (2)ウ③と同じものを提出してください。  
④ その他資料 5部  
・その他資料があれば提出してください。
- (3) 提出先 上記5. (1)の担当部署と同じ。
- (4) 提出方法 持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）
- (5) 企画提案書作成上の留意事項
- ア 提案する企画に係る経費の総額は委託費の上限額を超えないものとします。  
イ 様式は自由としますが、導入仕様書の具体的な内容の提案について記載し、要点を押さえてわかりやすく的確に記載してください。  
ウ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないでください。
- (6) 企画提案書等の取扱い
- ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「企画提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記 11. 情報の公表及び公開に記載のとおり、小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき取り扱うこととします。  
イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。  
ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第

三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

## 8. 審査方法

小松市立高等学校の AI を活用した学知識定着を図る習支援アプリ導入にかかるプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

### (1) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

### (2) プrezentation審査

ア 開催日時 令和8年3月25日（水）（予定）

イ 開催場所 小松市立高等学校（予定）

開催についての詳細は、別途対象となる事業者に通知します。

### ウ 審査項目及び評価基準

審査項目	評価内容	配点
提案内容の適合性	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校の教育目標および導入目的に合致しているか</li><li>・学習効果向上に資する内容となっているか</li><li>・生徒の習熟度に応じた個別最適化学習が実現できるか</li></ul>	25
機能性・操作性	<ul style="list-style-type: none"><li>・AI による学習最適化、定着度分析、学習計画などの機能が十分か</li><li>・生徒、教員双方にとって操作が容易で、日常的に活用しやすい設計か</li><li>・端末環境やネットワーク条件に適合し、安定して利用できるか</li></ul>	20
運用・サポート体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・導入時研修、教員向けサポート、問い合わせ対応が充実しているか</li><li>・学校の実情に応じた運用提案が具体的に示されているか</li><li>・トラブル発生時の対応体制が明確か</li></ul>	20
教育効果の検証可能性	<ul style="list-style-type: none"><li>・学習ログや定着度データを活用し、学習成果を可視化できるか</li><li>・教員の指導改善や生徒支援に活かせる分析機能があるか</li><li>・学習の基礎力向上に対する効果検証の方法が示されているか</li></ul>	15
費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・提案内容と比較して費用が適切であるか</li><li>・導入後の維持費、追加費用が明確で、総合的に妥当な水準か</li></ul>	10
実績・信頼性	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育分野での導入実績や運用経験が十分か</li><li>・セキュリティ、個人情報保護への対応が適切か</li><li>・継続的なアップデートや改善が期待できるか</li></ul>	10

合計得点	100
------	-----

### (3) 選定方法

- ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。
  - イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとします。
  - ウ 審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として特定します。
- なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とします。
- エ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。
  - オ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

### (4) 最低基準

受託候補者の特定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しません。

## 9. 審査結果の通知・公表

- (1) 受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、令和8年3月27日（金）まで（予定）に審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。
- (2) 非選定となった事業者は、その理由について令和8年3月30日（月）まで（予定）に書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。
- (3) 回答日時 令和8年3月31日（火）午後5時まで（予定）に回答します。
- (4) 参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点、審査会議事録）について、上記5.(2)イに記載の小松市立高等学校ホームページにおいて公表します。

## 10. 情報の公表及び公開

### (1) 基本方針

小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき、市政情報は原則公開としていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

### (2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記5.(2)イに記載の小松市立高等学校ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

## 11. 実施日程

日時	内容
令和8年 2月17日（火）	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始、 参加資格に関する質問・企画提案に関する質問受付開始
3月2日（月）	参加資格に関する質問受付期限（午後5時）
3月4日（水）	参加資格に関する質問への回答（午後5時）
3月9日（月）	参加表明書提出期限（午後5時）
3月11日（水）	参加資格確認結果の通知
3月12日（木）	参加資格結果に対する質問受付期限（午後5時）
3月16日（月）	参加資格結果に対する質問への回答 企画提案に関する質問受付期限（午後5時）
3月18日（水）	企画提案に関する質問への回答
3月23日（月）	企画提案書提出期限（午後5時）
3月25日（水）（予定）	プロポーザル審査会
3月27日（金）（予定）	プレゼンテーション審査に関する選定結果の通知
3月30日（月）（予定）	プレゼンテーション審査に対する質問受付期限（午後5時）
3月31日（火）（予定）	プレゼンテーション審査に対する質問への回答（午後5時）

## 12. その他の留意事項

### (1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1事業者につき1件とします。

イ 本プロポーザルに関して提出された書類等（以下「提出書類等」という。）は、原則として追加・変更を認めません。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市は提出書類等の追加提出・変更を求めるものとします。

- ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。
- エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。
- オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

#### (2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

#### (3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式任意。ただし、事業者名及び代表者名並びに担当者名を明記してください。）を作成し、当該担当部署に提出してください。

#### (4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

- ア 上記4. の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなつた場合
- イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。
- ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があつた場合
- エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- オ 参考見積書が見積限度額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合
- カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があつたと認められる場合
- キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

#### (5) 契約に関する事項

- ア 本プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではありません。
- イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとします。
- ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。
- エ 受託候補者の特定以後に上記4. の参加資格に記載した条件を満たさなくなつた場合には、契約を締結しないことがあります。

以上